

施策が目指す市の姿

- 子どもが健やかに成長できる
- 市民が安心して子どもを生み育てられる

子どもが健やかに成長できるような地域づくりを目指します。また、市民の多様な生活形態に対応しながら、安心して子どもを生み育てられることができるまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①保育所待機児童	人	0	0
②ファミリーサポートセンター ¹⁴ の協力会員と両方会員数	人	82	130
③赤ちゃん訪問の実施率	%	94.2	100
④母親学級の参加率	%	18	30

現状と課題

- ・平成24年8月にいわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、幸手市子ども・子育て支援事業計画の策定や保育所、幼稚園、認定こども園¹⁵の調整・整備が必要になっています。
- ・全国的に少子化が進んでいますが、合計特殊出生率¹⁶は平成23年で、国が1.39、埼玉県が1.28であるのに対して、本市では1.09と、国、県の平均を下回る傾向にあり、安心して子どもを生み育てられるまちづくりが求められています。
- ・本市では、中学3年生までの医療費の無料化、学校給食費の補助、子ども医療費の窓口払い撤廃や定期外予防接種の実施など子育て支援策を進めてきましたが、今後も子育て支援の充実が求められています。

14 地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、相互援助活動を行う会員組織。

15 幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能を持ち、かつ地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、知事が「認定こども園」として認定した施設。

16 一人の女性が、一生の間に生む子どもの人数の平均値。

施策の内容

1) 子ども・子育て支援事業計画の推進¹⁷

- ・子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所、幼稚園や学童保育などの事業の需要見込み量や提供体制を含む地域子ども・子育て支援策の総合的な推進を保護者・地域・事業所と連携して図ります。

2) 地域の子育て支援の充実

- ・ファミリーサポートセンターの周知を図ることで、子育て家庭への援助活動を組織化し、地域における子育て支援体制の推進を図ります。
- ・子育て支援センターや児童館の機能強化を図ることで、親子で交流できる地域の子育て支援拠点の充実に努めます。また、保育所において、地域の特性にあった子育て支援事業を展開します。
- ・母親学級同窓会や子育てサークル活動を通じて、「ママ友づくり」を支援します。

3) 母子保健事業の充実

- ・乳幼児健診や予防接種を引き続き推進します。また、妊婦健診の費用助成を行うことで、安心して健診を受けられる体制を整えます。
- ・安心して子育てに協力できるようにするため、従来の母親学級や両親学級に加えて、「三世代育児教室」を開催します。また、赤ちゃん訪問を対象者全員に行います。
- ・母子愛育会、母子保健推進員、児童委員などの関係機関と連携を図ることで、母子保健事業を推進します。

4) 子育て相談・連携体制の充実

- ・保健福祉総合センターを拠点として、家庭児童相談員、言語聴覚士¹⁸、保健師や管理栄養士など多職種のチームによる相談体制の充実を図ります。
- ・家庭児童相談室を毎日開設することで、子育ての悩みや不安を抱える保護者を対象に、個別相談に対応します。また、保健師と管理栄養士による母子相談を定期的実施します。
- ・地域や関係機関・団体における要保護児童対策地域協議会により、児童虐待の早期発見、早期対応に取り組むなど、要保護児童対策に努めます。

5) 子育てと仕事の両立支援の推進

- ・ニーズ調査を実施して、延長保育や病後児保育¹⁹等利用者視点に立った保育所運営に努めるとともに、学童保育の運営の支援を行います。

17 基本構想では、次世代育成支援行動計画となっていますが、子ども・子育て関連3法が成立したことにより、計画名が次世代育成支援行動計画から子ども・子育て支援事業計画に変更されています。

18 さまざまな理由により、言語や発声が不自由な人に対して、訓練、指導、助言、その他の援助を行うことを業とする者。

19 児童が病気の回復期にあって集団保育が困難な期間に、保育所・医療機関等の専用スペース等において行う保育。

6) 経済的支援の充実

- ・ 中学3年生までの医療費の無料化や学校給食費の補助事業を継続しながら、妊婦健診の費用助成や2人目以降の保育料の軽減を図ることで、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。
- ・ 母子・父子家庭を対象に、ひとり親家庭等医療費支給事業²⁰や母子家庭自立のための支援事業の充実を図ります。

協働の役割

市民・事業者等	・ 地域全体で子どもを育てるという意識を持ち、積極的に子育てに協力します。 ・ 子どもと高齢者が交流する機会をつくります。
行政	・ 子どもと親の子育ての拠点となる場を提供します。 ・ 子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して生み育てられる環境整備を行います。



■ 保育所でのもちつき大会

²⁰ 母子家庭や父子家庭などの人が、医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部を支給する制度。



■ 子育て応援まつり

施策が目指す市の姿

- 一人ひとりが自主的に健康づくりに取り組み、病気にならず、長生きできる

本市では、市民一人ひとりが、いつまでも自主的に健康づくりに取り組むことで、病気にならず、健康で長生きできるまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①健康日本 21 幸手計画各項目の目標達成率	%	25	50
②特定健康診査 ²¹ 受診率	%	30	60
③特定保健指導 ²² 実施率	%	22	60
④各種がん検診受診率	%	8	20

現状と課題

- ・高齢化や食生活などの生活習慣の急速な変化に伴い、疾病構造も変化しており、生活習慣病²³の占める割合は医療費の約3割、死亡原因の約6割となっています。
- ・生活習慣病の中でも、心疾患、脳血管疾患の危険因子である糖尿病、高血圧、脂質異常症などの有病者及び予備群、前段階のメタボリック症候群²⁴（内臓脂肪症候群）の増加が重要な課題となっています。そのため、疾病の発症、重症化、合併症の進行の予防に重点を置いた予防対策への取り組みが重要です。また、市民自らが健康意識を高め、継続的に生活習慣病予防活動への参画を目指す必要があります。

施策の内容

1) 健康日本 21 幸手計画の推進

- ・健康日本 21 幸手計画で位置づけた目標の達成状況の評価を行うことで、適切な進捗管理を行います。また、国・埼玉県の計画との整合性を図りながら、同計画の定期的な見直しを行います。

21 医療保険者に義務付けられた 40 歳～75 歳未満を対象として、メタボリックシンドロームの予防・解消などに重点をおいた、生活習慣病予防のための健康診査。

22 特定健康診査を受けた後に、生活習慣の改善が必要な人に行われる保健指導。

23 糖尿病・脂質異常症・高血圧など生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられる疾患の総称。

24 内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常の中で 2 つ以上の疾患を併せ持っている状態。

2) 特定健康診査・特定保健指導の充実

- ・生活習慣病の前段階であるメタボリック症候群（内臓脂肪症候群）を早期に発見し、自らの健康を確認する機会として特定健康診査が受けられるよう、健診体制の充実を推進します。
- ・生活習慣病の原因となる、不適切な食生活、運動不足、過剰なストレスや喫煙、過度な飲酒などの生活習慣を改善するため、適切な保健指導を推進します。
- ・幸手市特定健康診査等実施計画に基づいた進行管理、評価を行います。

3) がん等疾病予防事業の充実

- ・各種がんの早期発見と早期治療をこころがけるよう市民に啓発することで、検診受診率の向上に努めます。
- ・子宮がん検診については、20 歳以上の若年層の受診を促進することで、早期発見に努めます。

4) 健康相談・健康教育の充実

- ・心身の健康に関する相談にいつでも応じられるよう、健康相談の充実に努めます。
- ・生活習慣に起因する疾病を予防するため、正しい知識の普及を図り、自ら健康づくりに取り組める健康教育を推進します。

5) 訪問指導の充実

- ・各種健診（検診）や健康相談などの状況に基づいて、迅速かつ円滑に訪問指導を行います。

6) 感染症予防対策の推進

- ・結核、エイズウイルス（HIV）、O157 など、感染症についての知識の普及と情報の提供を図ることで、感染症予防に努めます。結核予防については、検診の実施により早期発見・早期治療を推進します。
- ・新型インフルエンザ対策として、幸手市新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、関連機関と連携し、適切な対応を図ります。
- ・高齢者を対象に、ワクチン接種によるインフルエンザと肺炎の予防を推進します。

協働の役割

市民・事業者等	・健康への関心を高め、行政で実施している健康増進事業へ参加し、各自疾病予防について積極的に取り組み、健康づくりを継続的に実践していきます。
行政	・市民が自分にあった健康づくりができるよう、情報提供等を行います。

施策が目指す市の姿

■市民が地域で適切な医療を受けることができる

医療体制を充実することで、市民がいつでも適切な医療を受けることができるまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①とねっと ²⁵ の登録者数	人	800	4,000

現状と課題

- ・地域の医師や看護師が不足していくなか、地域のかかりつけ医と中核病院が役割を分担しながら連携し、限られた人材や高度医療機器などを有効に活用していく必要があります。
- ・市民サービスの向上のため、市内の医療機関等及び近隣市町との連携により、休日の在宅当番医制²⁶及び第二次救急医療体制²⁷の病院群輪番制²⁸に対応しています。
- ・本市においても、小児救急の医療機関が不足していることから、冬季期間には小児の休日医療体制を実施していますが、引き続き小児救急医療体制をより充実していく必要があります。
- ・献血事業では、若年層における献血協力者が減少傾向にあるため、献血への理解を深めるほか、新規の献血協力者の発掘に努めます。

施策の内容

1) 地域医療体制の充実

- ・市民の多様化する医療ニーズに対応できるよう、医師会などと連携し、市民に医療情報の提供に努めるなど、地域医療体制の充実を図ります。
- ・日常的な診療や健康管理を行ってくれるかかりつけ医を持つことを推進するため、啓発活動を行うとともに、適正受診について周知を図ります。
- ・とねっとの加入率向上のため、継続的な普及啓発を図ります。

25 埼玉利根保健医療圏（幸手市、行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町）における地域医療圏ネットワークシステム。

26 休日に地域住民が救急医療を確保できるように、軽症の救急患者の診療を行う制度。

27 県内の各医療圏ごとに病院群輪番制方式により、重症の救急患者の受け入れを行う体制。

28 第二次救急医療体制の中で、各医療圏内の中核的病院が当番日を決め、輪番で重症の救急患者の受け入れを担当する制度。

2) 救急医療体制の充実

- ・広域医療圏における関係市町及び医療機関との連携を強化することで、休日在宅当番医制の充実を図ります。また、重症の救急患者を受け入れるため、第二次救急医療体制として、夜間・休日の病院群輪番制の充実を図ります。

3) 小児救急医療体制の充実

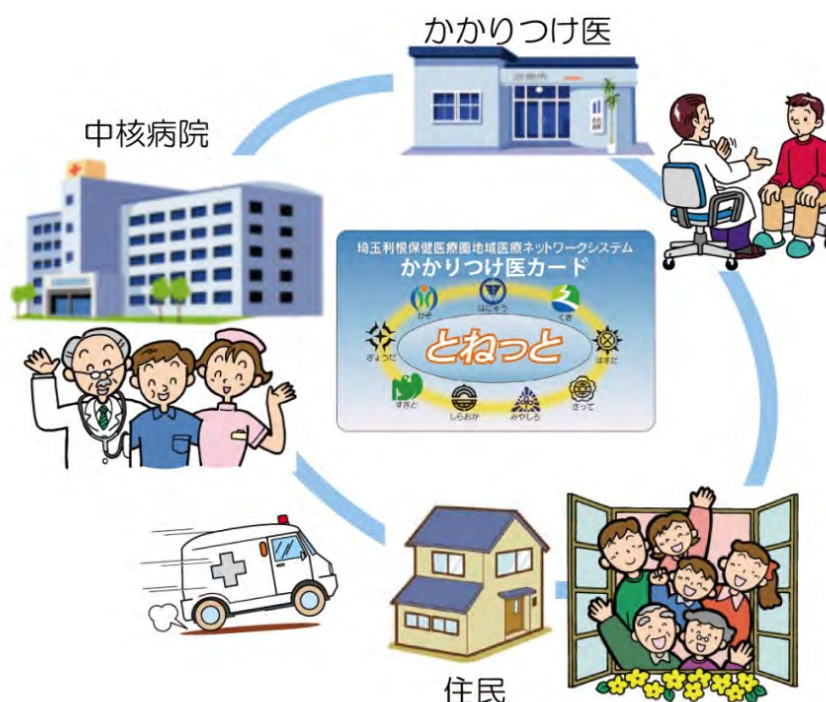
- ・インフルエンザが流行する冬季期間に小児の休日診療を引き続き実施するとともに、重症の救急患者を受け入れるため、小児第二次救急医療体制として、夜間・休日の病院群輪番制により、小児救急医療体制の充実を図ります。

4) 献血の推進

- ・医療に必要な血液の確保に協力するため、献血に対する意識の普及啓発に努めるなど献血事業を促進します。

協働の役割

市民・事業者等	・市民一人ひとりが地域のかかりつけ医を持ちます。 ・市民及び事業所が献血事業への理解を深め、献血に協力します。
行政	・医療機関等に関する情報提供に努めます。 ・献血の普及啓発を行います。



■ とねっとイメージ図

施策が目指す市の姿

■市民が共に支えあう地域社会が形成されている

市民が、共に支えあう地域社会が形成されることで、自助、共助、公助²⁹を使い分けながら、地域に根ざした福祉が行われているまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①社会福祉協議会に登録している団体数	団体	22	25

現状と課題

- ・市民の福祉ニーズは高度化・多様化している反面、地域社会の連帯意識が希薄化したことで、共に支えあう良好な地域社会の維持が困難となっています。
- ・本市においては、平成 17 年にオープンした保健福祉総合センターを核とした、福祉・医療・保健のネットワーク化による総合的なサービスの提供を図っています。
- ・既存の公共公益施設のバリアフリー化については、幸手駅は平成 22 年度にバリアフリー化されましたが、その他の施設等で引き続きバリアフリー化事業の推進が課題となっています。
- ・地域福祉活動の中核となる社会福祉協議会の経営基盤の安定化を推進するとともに、市民の福祉ニーズに対応のできる体制づくりを推進していく必要があります。
- ・日本保健医療大学が平成 22 年に開校したことで、健康福祉まつりなどを活用して相互交流が行われています。

施策の内容

1) 地域福祉計画等の策定及び推進

- ・福祉のまちづくりの指針となる地域福祉計画を策定するための研究・検討を進めます。

2) 福祉コミュニティの育成

- ・高齢者や障がい者、乳幼児を始めとした全ての市民が、安全で快適な生活を送れるようにするため、公共公益施設のバリアフリー化をさらに推進します。
- ・全ての市民が、住み慣れた地域でともに安心して暮らすことのできるよう、地域社会における共生の実現を図ります。

²⁹ 「自助」とは自ら取り組むこと、「共助」とは地域で助け合うこと、「公助」とは行政が個人や地域を支援すること。

3) 社会福祉協議会の充実強化

- ・地域福祉活動推進のための核となる、社会福祉協議会の経営基盤の安定化を推進します。
- ・民生委員・児童委員やボランティアグループ・NPO などとの連携を図り、市民の福祉ニーズに応えられる体制づくりを進めます。
- ・ボランティア活動の活性化を促すとともに、若者の参加促進を図ることで、福祉活動の担い手育成に努めます。

4) 地域福祉活動の推進

- ・要援護者に対する支援活動を始めとした、地域福祉活動をさらに充実させるため、地域福祉ネットワークづくりを推進します。
- ・自助、共助、公助の理念の普及に努めます。
- ・支援活動の充実を図るため、訪問活動や各種相談事業を推進します。

5) 福祉・医療・保健の連携の推進

- ・保健福祉総合センターを核として、市民の福祉ニーズに対応した、福祉・医療・保健サービスの提供に努めます。
- ・日本保健医療大学等との連携を密にすることで、市民公開講座の開催や地域の福祉・医療・保健に関する共同事業の研究などを行います。

協働の役割

市民・事業者等	・自助、共助、公助の考え方を理解し実践します。 ・障がいのある人への理解を深め、高齢者や障がいのある人などに配慮した行動を実践します。 ・大学の教員や学生の「知識・経験」を市民の福祉・医療・健康の向上に役立てます。
行政	・自助、共助、公助の理念の普及に努めます。 ・大学との連携を推進します。

施策が目指す市の姿

■高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らすことができる

高齢者が、いつまでも生きがいを持ち、心身ともに健康で安心して暮らすことができるまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①老人クラブの登録者数	人	1,193	1,400
②高齢者健康体操自主グループ数	グループ	33	38

現状と課題

- ・本市においては、総人口は緩やかな減少傾向にありますが、高齢者人口（高齢化率）は平成25年3月末現在には13,842人（25.6%）となり、高齢化が急速に進行しています。
- ・地域の高齢者を見守るため、市内に2カ所ある地域包括支援センター³⁰が核となり、地域の高齢者の支援を行っていますが、今後地域での見守り体制の構築が課題となっています。あわせて、災害時における要介護者対策も課題となっています。このような状況に対応するため、平成23年度に、幸手市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画を策定し、市民一人ひとりが健康づくりを推進するとともに、高齢者が生きがいを持って安心して暮らせるまちづくりを進めています。
- ・今後は、多様な生きがいづくり活動への支援、生活支援の充実を行うなど、社会全体で高齢者を見守っていく体制づくりが必要となっています。

施策の内容

1) 生きがいづくりの支援

- ・高齢者がさまざまな分野で活躍し、生きがいを持ち続けながら質の高い生活を送れるよう、ボランティア活動などへの支援や趣味の活動の機会の提供を行います。
- ・運動等に関する教室の開催や出前講座など、要介護状態になることを予防することに重点を置いた高齢者の健康づくりを支援します。

³⁰ 高齢者をはじめとする地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のため、必要な支援を包括的に担う地域の中核機関。

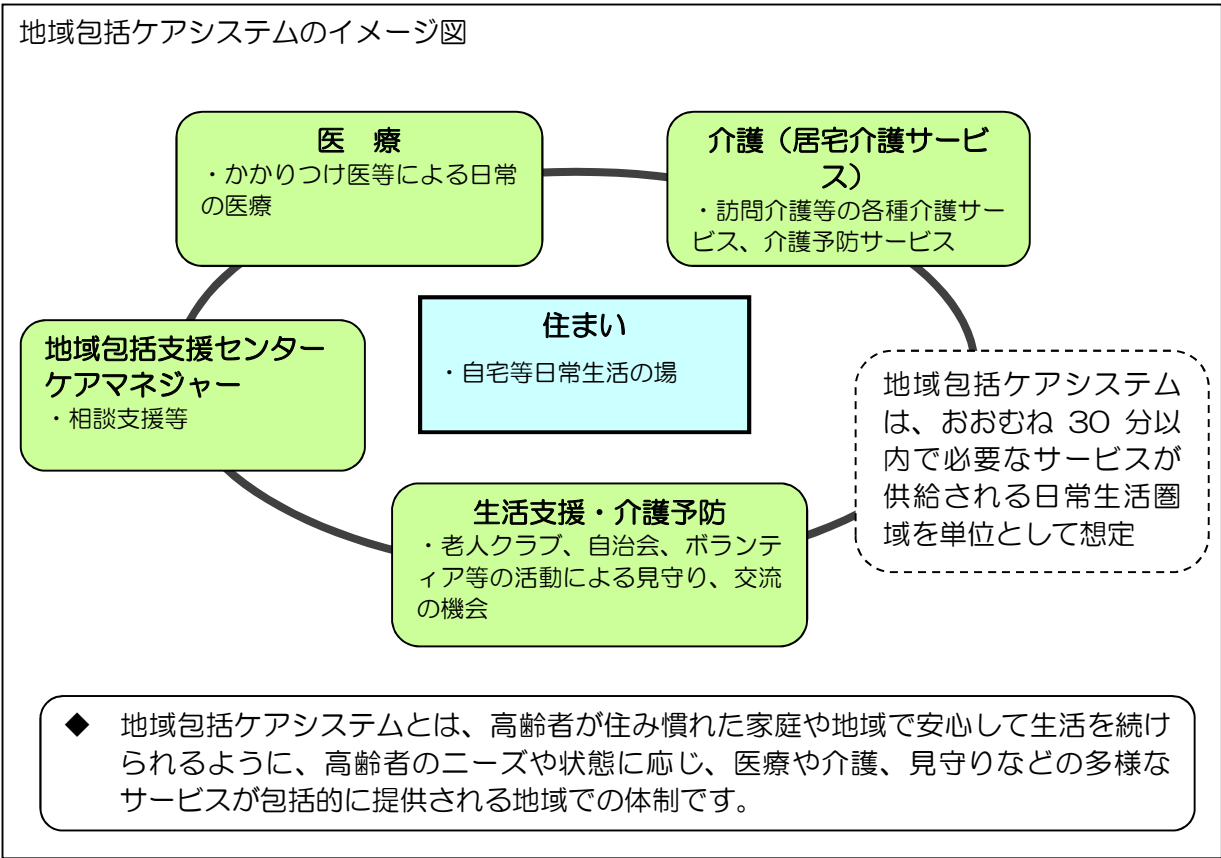
2) 生活支援の充実

- ・高齢者が安全に、安心して在宅での日常生活が続けられるよう、各種生活支援サービスや高齢者を見守る体制の充実を図ります。また、関係機関とも連携しながら、高齢者の虐待防止に努めます。
- ・地域包括支援センターによる相談受付業務の充実など、生活支援の充実を推進します。

協働の役割

市民・事業者等	・高齢者が安心して暮らせるよう、ボランティア活動などにより、高齢者を温かく見守る社会づくりに貢献します。 ・事業者については、高齢者の就職の機会などの確保・支援に努めます。
行政	・高齢者の見守り体制づくりを支援します。 ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターの機能強化や関係機関との連携の充実を図ります。

地域包括ケアシステムのイメージ図



施策が目指す市の姿

■ 住み慣れた地域で安心して生活できる

市民が要介護者になっても、介護サービス等を受けることができることで、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①地域密着型サービス ³¹ 事業所数	事業所数	5	7
②一次予防事業 ³² 延べ参加者数	人	5,287	5,500
③二次予防事業 ³³ 延べ参加者数	人	845	1,000

現状と課題

- ・介護保険制度は、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本として、介護を社会全体で支える制度であり、社会保険方式であることから、負担と給付の関係が適切に維持されることが課題です。
- ・本市の平成 25 年 3 月末現在の第 1 号被保険者は 13,831 人となっており、要支援・要介護認定者数は 1,739 人です。
- ・本市においても高齢化の急速な進行により、今後も要支援・要介護認定者及びサービス利用者のさらなる増加が想定され、それに伴い、介護にかかる費用の増加が見込まれます。
- ・日常生活圏域ニーズ調査等の調査や地域包括支援センター³⁴の活動等から把握した市民ニーズを踏まえ、市内 2 カ所の地域包括支援センターを拠点として、要介護状態・要支援状態にならないよう、引き続き介護予防の取り組みが必要です。
- ・高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築並びに地域密着型サービス等の充実が必要です。

31 認知症高齢者や中重度の要介護高齢者などが、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように創設されたサービスでグループホームや定員 29 人以下の特別養護老人ホームなどがある。

32 主として元気な高齢者を対象にした、生活機能の維持、向上を図るための予防事業。

33 生活機能の低下が認められる高齢者が、要支援・要介護状態になることを予防する事業。

34 高齢者をはじめとする地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のため、必要な支援を包括的に担う地域の中核機関。

施策の内容

1) 介護保険事業の円滑な運営

- ・日常生活圏域ニーズ調査等の調査を実施することにより、市民ニーズを的確に把握することに努め、高齢者施策の総合的な計画として、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定することで、地域の特性に配慮した基本的な目標を定め、計画の進捗状況を定期的に評価します。

2) 介護サービスの充実

- ・介護を必要とする高齢者が在宅生活を送ることができるように、在宅サービスの充実を図ります。
- ・いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、地域密着型サービスを展開します。
- ・要支援・要介護認定者が安心してサービスを利用できるよう、サービスの質の向上を図ります。
- ・サービス提供事業者の指導・支援を強化するとともに事業者間の連携を図り、利用者がサービス事業者を選択しやすい環境を整備します。

3) 介護予防事業の充実

- ・要介護状態または要支援状態となるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）を把握し、運動器や口腔（こうくう）機能の向上・認知症予防などの介護予防教室を実施するなど、介護予防事業の充実を図ります。

4) 地域包括支援センターの充実

- ・地域包括支援センターにより、二次予防事業対象者や要支援認定者に対する包括的な支援を実施します。
- ・介護サービスに関する相談については、関係機関と連携を図りながら、市・地域包括支援センターにおける相談体制の強化を図ります。
- ・地域包括支援センターを中心に、ケアマネジャーの能力向上のための取り組みや連携支援などを行うことで、ケアマネジャーの育成・指導に努めます。

協働の役割

市民・事業者等	・介護保険サービスの適切な利用に努めます。 ・介護予防のための自発的な活動を行います。
行政	・介護保険サービスの市民への情報提供に努めます。 ・介護予防事業を推進します。

施策が目指す市の姿

■障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができる

障がいのある人が、社会的障壁を感じることなく、地域社会との共生を図り、自立した生活を送ることができるまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①障害者就労支援センターの支援による就労者数	人	60	86
②障がい者の日常生活等に係る相談件数	件	961	1,350

現状と課題

- ・平成 23 年度に、障害者基本法が大幅に改正され、障がい者の定義がより充実するほか、地域社会との共生が位置づけられました。また、平成 24 年度には障害者自立支援法に代わり、障害者総合支援法が成立するなど、法体系は急速に変化しています。
- ・平成 25 年度には、障がい者雇用率の引き上げや「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が国会で可決されるなど、障がいのある人が地域社会で共生できる社会づくりのための基盤整備が行われています。
- ・障がいのある人が、社会的障壁を感じずに、住み慣れた地域で生活できる社会を実現させるためには、障がいの状況や家庭環境などに応じた適切な支援、サービス提供基盤の充実、障がい者雇用の拡大など、地域における障がいのある人の生活を総合的に支援する体制を整える必要があります。

施策の内容

1) 総合的な施策の推進

- ・幸手市障害者基本計画・障害福祉計画を推進し、進捗状況を把握することで、施策の適切な実施を図ります。
- ・関係機関と連携をし、総合的な施策を進める組織体制の整備を図ります。

2) 啓発・交流活動の推進

- ・障がいのある人の文化・スポーツ・レクリエーション活動に対する支援や生涯学習の機会の充実に努めます。
- ・社会活動を通して地域の人々と交流を図る機会を拡充するとともに、障がいのある人への理解と啓発活動を推進します。

3) 自立・社会参加の促進

- ・障害者就労支援センターの事業を通して、障がいのある人の就労相談や指導の充実を行うとともに、事業主などに理解を求めることで、就労の拡大に努めます。
- ・一般雇用が困難な障がいのある人が身近な地域において就労の場を確保できるよう、地域活動支援センターや就労支援事業所、職親制度³⁵の充実を図ります。
- ・障がいのある人の自己決定が尊重され、かつ意思決定への支援を受けながら、障がいのある人自らが情報発信を行うことで、自立した生活や社会参加の可能性の拡大に努めます。

4) 福祉サービス・生活支援の充実

- ・障がいのある人とその家族に対する相談支援の充実を図るとともに、相談支援事業所と連携しながら、相談支援体制とケアマネジメント体制の充実を図ります。
- ・個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的、質的充実に努めます。
- ・各種手当や医療費の助成の活用促進を図り、障がいのある人を経済的に支援します。

5) 障がい児の教育・療育の充実

- ・障がいのある子どもに関する相談・支援の充実を図り、障がいの特性や状況に応じた保育、教育体制の整備に努めます。
- ・学校、家庭での豊かな生活を図るため、福祉・教育等関係機関が連携し適正な支援に努めます。
- ・障がいのある子どもが、身近な地域で支援が受けられるよう、放課後等デイサービス³⁶や児童発達支援など、障がいの特性に応じた専門的な支援を行います。

6) 保健・医療サービスの推進

- ・障がいのある人の心身の健康の維持、増進及び回復を図るため、関係機関との連携により保健・医療の適切な提供に努めます。
- ・精神障がいのある人に係る福祉・医療・保健などを中心とした施策を推進し、社会復帰を可能とするため、総合的かつ計画的な取り組みを図ります。

協働の役割

市民・事業者等	・障がいのある人に対する理解を深めます。 ・障がい者ボランティアに参加・協力します。 ・障がいのある人やその家族に対して、地域で支援を行います。
行政	・障がいや障がい者施策に関する情報を提供します。

35 知的障がいのある人などが、職親のところに一定期間通い、または住み込みで、生活指導や技能習得訓練などを受けることができる制度。

36 児童福祉法における障がい児が通所する施設の1つであり、学校に就学している障がい児の放課後や夏休みにおける居場所を確保する制度。

施策が目指す市の姿

- 適正・健全な保険医療制度が維持され、安心して医療を受けることができる
- だれでも自立した社会生活を送ることができる

適正・健全な保険医療制度が維持されることで、誰もが安心して医療を受けることができるまちを目指します。また、社会保障制度が充実することで、最終的にはだれでも自立した生活を送ることができるまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①生活保護受給者数（就労支援対象者）のうち、自立できた人の人数	人	13	20

現状と課題

- ・本市の平成 25 年 3 月末現在の国民健康保険加入者は 17,076 人となっています。
- ・医療技術の高度化や疾病構造の変化等により国民健康保険（国保）の医療費は、年々増加の傾向にあるため、国保財政は厳しい状況となっています。
- ・後期高齢者医療制度³⁷は、県内の全市町村で構成される、埼玉県後期高齢者医療広域連合が実施主体として運営しているため、十分な連携を図る必要があります。
- ・公的年金は老後の生活保障の根幹になる国の制度ですが、年金制度に対する不安感が払拭（ふっしょく）できない状況であり、市民が身近な窓口で相談できる体制を充実する必要があります。
- ・低所得者福祉では、平成 20 年に始まったリーマンショック³⁸の影響などを受け、生活保護世帯は増加しています。
- ・保護世帯が抱える問題の多様化に対応するため、民生・児童委員や関係機関との連携を強化するとともに、各種相談や自立更正支援のための支援体制の充実・強化が必要です。また、生活保護世帯以外の低所得者世帯に対しても、経済的・精神的に自立していけるように、適切な支援が必要です。

施策の内容

1) 国民健康保険制度の充実

- ・国民健康保険制度の理解を求めするため、広報紙、ホームページ、パンフレットなどにより積極的な広報活動を行います。

³⁷ 75 歳以上の方（65 歳以上で一定の障がいがあると認定を受けた方を含む）を対象とした医療保険制度。

³⁸ 平成 20 年に発生した、国際的な金融危機の引き金となったリーマン・ブラザーズの経営破綻から始まった株価暴落と、それに伴う経済の低迷。

- ・加入者一人ひとりが、健康に対する意識や疾病予防意識を高揚させ、元気で活力ある生活を営めるよう、健康づくり事業、保養所助成事業を推進します。
- ・適正な賦課を実施するとともに、国保税の自主納付促進など収納率向上対策に努め、国や埼玉県に財政支援を求めるなど、財政運営の健全化及び財源の確保に努めます。
- ・加入者に対して、かかりつけ医の重要性や重複受診の弊害等について啓発を行います。また、医療機関の請求に対して、レセプト（診療報酬明細書）点検を行うことで、医療費の適正化に努めます。

2) 後期高齢者医療制度の運営

- ・埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、窓口業務及び相談機能を整備します。
- ・後期高齢者医療制度の安定した運営のために、保険料の収入を確保します。
- ・後期高齢者医療制度の理解を求めるため、広報活動に努めます。

3) 国民年金制度の啓発

- ・国民年金制度の理解を求めるため、広報活動に努めます。
- ・将来、市民から無年金者を出さないため、年金事務所との連携により未加入者への加入促進に努めます。
- ・国民年金制度に対する不安を解消するために、身近に相談できる体制づくりに努めます。

4) 生活保護の適正実施

- ・生活保護法に基づき最低限度の生活を保障するとともに、社会的自立を支援します。
- ・受給申請に対しては、厳格な審査を行い不正な受給の防止を図ります。

5) 低所得者の自立支援

- ・民生・児童委員、社会福祉協議会、保健所、ハローワーク（公共職業安定所）などの関係機関と協力し、支援体制の充実を図ります。また、就労による経済的自立の支援を充実するため、引き続き就労支援相談員などの専門職を配置します。
- ・複雑多様化してきている相談内容に対応するため、自立支援や指導を行うケースワーカーの資質の向上を図ります。

協働の役割

市民・事業者等	・重複受診や必要以上に多く受診をしないように努めます。 ・健康づくり意識の向上に努めます。 ・積極的に健康診査の受診などの健康管理や疾病予防を行います。 ・保険料や税の自主納付を行います。 ・生活保護制度を正しく理解し、適正な申請を行います。 ・勤労意欲を持ち、経済的自立に努めます。
行政	・健康づくりに役立つ情報を提供します。 ・社会保障制度の周知を図ります。